

社会福祉法人鴨島ひかり会

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴨島ひかり会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、役員及び評議員の職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）を除き、役員は無報酬とする。

2 前項の定めに係らず、理事長等が当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は、当該理事長等に対する報酬は支給しない。

3 当法人の評議員は、無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の理事長等の報酬総額は、年間240万円以内とする。

2 前項における理事長等の報酬総額の配分については、理事会において定めるものとする。

(費用の支給)

第5条 役員及び評議員の出張について生じた旅費や宿泊費等の実費は、鴨島ひかり会の「旅費規程」を適用する。

2 評議員会開催にともなう交通費は原則として定額支給とし、鴨島町在住者には2千円、鴨島町外在住者で鴨島ひかり会所在地より10km未満は3千円、10km以上は4千円を支給する。

3 役員会及び評議員選任・解任委員会開催にともなう交通費は前項に準ずるものとする。ただし、鴨島ひかり会職員については支給しない。

4 前項の定めにかかわらず、さらに遠方からくる評議員及び役員等については、理事会において支給額を定めるものとする。

5 役員及び評議員が職務遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を評議員会の承認を経て支給する。

(役員職務証跡)

第6条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及びタイムカードの作成に協力するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第7条 役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の費用弁償は、鴨島ひかり会の「旅費規程」の取扱を原則として、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

本規程制定前に定められて社会福祉法人鴨島ひかり会報酬規程を廃止し、2021(令和3)年4月1日から本規程を施行する。